

## 第4章 実現化の方策

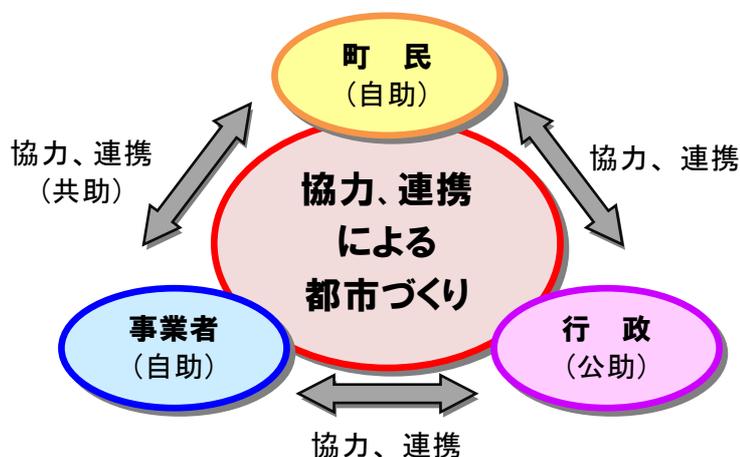
### 1. 町民・事業者・行政の協力、連携による都市づくりに向けて

将来都市像として掲げた「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」を実現するために、5つの都市づくりの目標を設定し展開していきますが、都市づくりの目標5(P.17)の「町民・事業者・行政の協力、連携による都市づくり」は今後まちづくりを進めていく上での重要な位置付けとなります。

そのため、これからの都市づくりは、町民、町民活動団体（ボランティアグループやNPO）、事業者及び行政が互いに力を寄せ合い、自助、共助、公助により進めていく必要があります。

現在、二宮町には「二宮町町民参加活動推進条例」が制定されていますので、その条例に基づき町民の視点に立ったきめ細やかなまちづくりを進めていきますが、この都市計画マスタープランをより着実に推進していくために、都市計画に特化した町民参加型の条例となる「(仮称)まちづくり条例」を制定していきます。

その(仮称)まちづくり条例に基づき、「町民（町民活動団体）・事業者・行政」がそれぞれの役割分担と協力、連携を図ることで、誰もが二宮町への愛着を深め、「いつまでも住み続けたい」、「何度も訪れてみたい」と思えるような「協働による都市づくり」を推進していきます。



### （１）町民（町民活動団体）の役割

- 自分の住むまちに関心を持ち、町民参加と町民活動の推進に理解を深めて行動するとともに、都市づくりに対する意識を高めるよう努めることが求められます。
- 自分の住むまちの都市づくりは、自分たちが主役であることを認識するよう努めることが求められます。
- 町民参加と町民活動を積極的に行い、その活動の発展と促進に努めることが求められます。
- 町民活動団体は、町民活動の社会的意義と責任を自覚し、活動するよう努めることが求められます。
- 町民活動団体は、その活動を町民に周知し、開かれた運営を行うよう努めることが求められます。

### （２）事業者の役割

- 地域社会の一員として町民参加と町民活動の推進に関する理解を深め、積極的にその推進に努めることが求められます。
- 町民活動団体が行う活動の重要性に対する理解を深め、積極的にその支援に努めることが求められます。

### （３）行政の役割

- 職員一人ひとりが、町民参加と町民活動の推進に関して理解し行動することができるよう、職員に対する啓発と研修に努めることが求められます。
- 町民、町民活動団体及び事業者が町民参加と町民活動を推進するために、必要な施策を立案、実施、評価し、公開することが求められます。
- 町民参加と町民活動の推進に関する情報を、町民、町民活動団体及び事業者に提供するよう努めることが求められます。
- 町民参加と町民活動の推進のために、公共施設等の場所を出来る限り利用できるよう環境整備に努めることが求められます。

## 2. 効果的な都市づくりの推進に向けて

町民ニーズやライフスタイルの多様化等の社会情勢の急激な変化、環境への更なる配慮等の社会的な要請があるなかで、限りある財源と町民・事業者・行政を含めた人的資源、地域の多様な資源を有効に活用する都市づくりが求められています。

このことから、効果的な都市づくりの推進に向けて、次のような取り組みを進めます。

### (1) 各行政分野の連携による都市づくり

- 都市計画マスタープランの実現には、都市計画分野の取り組みにとどまらず、産業、福祉や医療、教育等の多様な行政分野における取り組みが必要となることから、行政内の横断的な連絡・調整体制の強化を図り、総合的な都市づくりを進めます。

### (2) 分野別計画等の策定・見直し

- 景観計画や緑の基本計画等の分野別計画については、必要に応じて策定・見直しを行い、事業等の実現性を高めます。
- また、海岸土地区画整理事業や一部の都市計画道路については、都市計画決定以降、長期にわたり事業未着手となっていることから、変更や廃止も視野に入れた事業の見直しを検討します。

### (3) 広域的な連携による都市づくり

- 土地利用規制や道路整備の連続性、多様化する町民ニーズや拡大する生活圏への対応、地域の活性化に向けた観光連携、ごみ処理の広域化等、町域をこえた課題に対応するため、周辺都市との広域的な連携による都市づくりを進めます。

### (4) 町民提案による都市づくり

- 町民（町民活動団体）や事業者が主体となった効果的な都市づくりを優先的に実施していくため、都市計画提案制度の活用による地区計画や建築協定等、地域固有のルールを定めることができるよう町民提案による都市づくりの実現を図ります。

### (5) 民間活力の積極的な導入

- 効率的な財政運用を実現する視点から、市街地における住宅供給や商業機能等の各種都市機能の再整備等に、民間企業のノウハウや資本等を活用するなど、積極的な民間活力の導入を図ります。

### 3. 都市計画マスタープランの進行管理に向けて

#### (1) 進行管理の考え方

- 都市計画マスタープランは、第5次二宮町総合計画の下位計画にあたり、ハード面における今後のまちづくりの基本的方針を定めたものになります。この基本的方針に即した各種の施策や、個別の整備計画等に基づく事業については、総合計画の実施計画に位置付けられ、定期的に進捗状況を確認していきます。
- 更に、総合計画の行政評価においては、各事業の進捗状況を踏まえた達成度を評価し、町民にその結果を公表しています。
- 都市計画マスタープランでは、その公表される行政評価をもって「PDCA(Plan-Do-Check-Action)」の流れを持つマネジメントサイクルによって適切な進行管理に努めるとともに、都市計画マスタープランを改定する必要がある場合には柔軟な対応を図っていきます。

